


令和4年9月29日

静岡県知事 川勝 平太 様

ふじのくに県民クラブ
会 長 佐野 愛子
政調会長 阿部 卓也



静岡県盛土等の規制に関する条例の取り扱いに関する要望

7月1日に施行された、通称「盛土条例」について関係者からの問い合わせや条例内容についての不満が多く寄せられ、現場での混乱が続いています。不満と混乱の原因は、令和3年7月に発生した熱海伊豆山地区土石流災害を受けて、同様の災害の発生を防止するため条例制定と施行を急いだことは理解できますが、施行までの関係者への周知不足、現場の実情に即した激変緩和措置が十分にとられているとは言えず、この混乱を招いていると感じています。条例の本来目的は、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全です。条例制定により、民間事業者に過度な経済的負担を負わせることはできるだけ避けねばならないと感じています。

そこで、以下について要望いたします。

記

1. 条例の内容について関係者への周知徹底に努めること
2. 条例により課された、申請業務についての説明や指導を丁寧にする
こと。
3. 申請審査を県が一括受付することになっているが、処理を迅速に行な
える体制をつくり民間事業者の業務の滞りを招くようなことを生じさ
せないこと。

4. 水質および土壌検査、土砂の使用量の義務づけは事業者への負担が急
増している。激変緩和措置や市街化区域と市街化調整区域での規制の
強弱についても検討すること。
5. 中長期的には、市街化区域と市街化調整区域での造成工事等の現状を
再調査し、市街化区域と市街化調整区域の盛土について、条例が一律
であってよいのか否か検討すること。
6. 盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）との整合を図り、過度
な経済的負担を強いることがないように検討すること。
7. 台風15号による盛土崩落のあった浜松市天竜区緑恵台のような、昨
年の総点検からもれた盛土がないか早急に調査すること。
8. 県として建設発生土分別施設の設置と、建設発生土処理場の整備、公
共事業での再利用など、サーキュラーエコノミーシステムの構築を急
ぐこと。

以上